

### BIS規制とは・・・

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、パーゼル合意ともいいます。BIS規制では、G10諸国を対象に、自己資本比率の算出方法や最低基準(国際基準行は8%以上、国内基準行は4%以上)などが定められました。

自己資本比率の最低基準を達成できない銀行は、国際業務から事実上の撤退を余儀なくされます。

このBIS規制は、国際間における金融システムの安定化や、銀行間競争の不平等を是正することなどを目的として、1988年7月に国際決済銀行(BIS)のパーゼル銀行監督委員会より発表され、1992年12月末から適用が開始されました。

### 新BIS規制(パーゼル)とは・・・

パーゼル銀行監督委員会は、国際社会における金融システムの複雑化を踏まえ、1998年3月にBIS規制の見直しについて検討を開始し、2003年4月に協議案の公表を行いました。この新しい規制を「新BIS規制(パーゼル)」と呼んでいます。この規制は、BIS規制を導入した国を対象とし、日本においては2007年3月末の適用開始となりました。

新しい規制では、自己資本比率の最低基準は8%(信用金庫を含めた国内基準行は4%)と変わりませんが、信用リスクの計測手法が精緻化されるとともに、新たにオペレーショナル・リスクを計測し、自己資本比率算出の分母に加えられることになりました。

### パーゼルの「3つの柱」について

パーゼルは、3つの柱から成り立っています。

**第1の柱**は、「最低所要自己資本比率」の算出(従前に比べ、分母のリスク量の計測を精緻化)について定めています。

**第2の柱**は、「金融機関の自己管理と監督上の検証」(金利リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクへの対応も含めて、十分な備えがあるかなど金融機関自身による自己資本戦略の策定、及び当局による検証)が内容となっています。

**第3の柱**は、「市場規律」といわれ、自己資本の構成やリスクの計測方法など、開示の充実を求められています。

第3の柱に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱及び第2の柱を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、告示(信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について定められた事項)の趣旨に従って適切に実施する必要があるとされています。

第3の柱で定められている開示項目の内容は、「定量的」な開示事項と「定性的」な開示事項の2つに大別されており、以下、定量的な記載事項にかかる表の下に定性的な開示事項を記載しております。

#### (1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
( 自 己 資 本 )		
出 資 金	1,040	1,045
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,040	1,045
特別積立金	31,000	32,700
次期繰越金	147	105
その他	—	—
処分未済持分( )	—	—
自己優先出資( )	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損( )	1,075	—
営業権相当額( )	—	—
のれん相当額( )	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額( )	—	—
基本的項目( A )	32,152	34,896
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	328	323
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額( )	—	—
補完的項目( B )	328	323
自己資本総額[ ( A ) + ( B ) ] ( C )	32,480	35,219

(次ページに続く)

(単位:百万円、%)

項 目	平成17年度	平成18年度
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,473	2,473
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	2,000	2,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額 ( )	2,473	2,473
控 除 項 目 計 ( D )	—	—
自 己 資 本 額 [ ( C ) - ( D ) ] ( E )	32,480	35,219
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )		
資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目 )	231,176	200,087
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	5,862	4,097
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	—	16,735
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 ( F )	237,038	220,920
単 体 T i e r 1 比 率 ( A / F )	13.56	15.79
単 体 自 己 資 本 比 率 ( E / F )	13.70	15.94

(注)自己資本比率は、平成18年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。また、平成17年度は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき算出しております。  
なお、当金庫は「国内基準」を採用しております。

### 定性的な開示事項 ①

#### 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成18年度末における当金庫の自己資本額は、地域のお客様からお預りしている出資金と内部留保として積立てている利益剰余金が基本的項目に該当し、一般貸倒引当金が補完的項目となります。

### (2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成17年度		平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ信用リスクアセット・所要自己資本の額合計			204,185	8,167
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー			176,840	7,073
( )ソブリン向け			4,750	190
( )金融機関向け			29,814	1,192
( )法人等向け			56,822	2,272
( )中小企業等・個人向け			48,294	1,931
( )抵当権付住宅ローン			10,995	439
( )不動産取得等事業向け			23,403	936
( )3か月以上延滞等			2,759	110
②証券化エクスポージャー			1,852	74
ロオペレーショナル・リスク			16,735	669
ハ単体総所要自己資本額(イ+ロ)			220,920	8,836

(注)1 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5 オペレーショナルリスクは、当金庫は「基礎的手法」を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制(バーゼル)に対応しているため、平成17年度の計数を算定しておりません。(以下同じ)

## 定性的な開示事項 ②

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分維持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
 〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー		
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	
製 造 業		44,273		28,693		15,579			221
農 業		107		107		—			—
林 業		0		0		—			—
漁 業		87		87		—			80
鉱 業		10		10		—			—
建 設 業		23,704		23,504		199			652
電気・ガス・熱供給・水道業		4,824		—		4,824			—
情報通信業		725		80		645			—
運 輸 業		7,026		4,827		2,198			37
卸売業、小売業		26,760		22,780		3,980			246
金融・保険業		53,503		5,589		47,892		21	325
不 動 産 業		37,413		36,565		847			2,507
各種サービス		29,134		29,134		—			696
国・地方公共団体等		133,220		11,966		121,254			—
個 人		67,301		67,301		—			106
そ の 他		132,414		—		9,742		150	—
業 種 別 合 計		560,508		230,650		207,164		171	4,875
1 年 以 下		50,973		40,385		10,587			—
1 年 超 3 年 以 下		59,577		28,205		31,362			8
3 年 超 5 年 以 下		63,301		25,429		37,871			—
5 年 超 7 年 以 下		39,905		17,633		22,271			—
7 年 超 10 年 以 下		62,848		23,828		39,010			8
10 年 超		138,385		74,803		63,577			3
期間の定めのないもの		22,996		20,364		2,481			150
そ の 他		122,521		—		—			—
残存期間別合計		560,508		230,650		207,164		171	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、買入金銭債権、株式、その他の証券、投資信託、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増減額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	平成17年度	408	△80	328
	平成18年度	328	△4	323
個 別 貸 倒 引 当 金	平成17年度	3,488	△1,028	2,459
	平成18年度	2,459	250	2,709
合 計	平成17年度	3,896	△1,109	2,787
	平成18年度	2,787	245	3,032

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
製 造 業	967	317	△649	△14	317	302	573	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	31	38	7	8	38	46	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	329	397	68	5	397	403	43	10
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	41	39	△1	△1	39	38	—	—
卸 売 業、小 売 業	154	116	△37	71	116	187	61	3
金 融 ・ 保 険 業	233	152	△80	78	152	230	54	52
不 動 産 業	1,146	1,062	△83	121	1,062	1,184	—	—
各 種 サ ー ビ ス	480	234	△245	△1	234	232	192	19
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	70	92	22	△17	92	75	0	47
そ の 他	35	7	△28	—	7	7	—	—
合 計	3,488	2,459	△1,028	250	2,459	2,709	925	132

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区	エクスポージャーの額			
	平成17年度		平成18年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%			6,366	146,641
10%			—	38,375
20%			35,819	107,869
35%			—	31,509
50%			12,147	1,470
75%			—	70,427
100%			5,725	103,189
150%			1	965
350%			—	—
自己資本控除			—	—
合 計				560,508

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

定性的な開示事項 ③

信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク」とは、取引先等の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などについて、さまざまな角度から分析を行っております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、信用リスク計測システムを導入し、VaR(バリュー・アット・リスク=最大予想損失額)によるリスク計測をベースとした統合的なリスク管理態勢を視野に入れ、準備を進めております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制とされています。

さらに、ALM委員会等を定期的開催し、信用リスクの管理・運営にかかる重要事項を審議しています。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、リスク管理部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築するとともに、有価証券運用に係る信用リスクについても、「資金運用規定」

等に基づいて、適切な信用リスク管理を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規定」及び「貸出金等の貸倒償却・貸倒引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保・保証による回収可能見込額を除いた未保全額に対してそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

なお、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4機関とし、国内エクスポージャーはR&IとJCR、海外エクスポージャーはMoody'sとS&Pを使用しています。

R&I(格付投資情報センター)、JCR(日本格付研究所)

Moody's(ムーディーズ)、S&P(スタンダード・アンド・プアーズ)

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			6,222		14,937		—
	①ソブリン向け		—		9,934		—
	②金融機関向け		—		1,466		—
	③法人等向け		1,422		2,079		—
	④中小企業等・個人向け		4,044		1,455		—
	⑤抵当権付住宅ローン		39		—		—
	⑥不動産取得等事業向け		691		—		—
	⑦3か月以上延滞等		24		—		—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### 定性的な開示事項 ④

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証は、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規定」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資業務取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼル で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫の預金・積金、上場株式、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められております。これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しております。具体的には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体が保証する貸出金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式		カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		—

	担保による信用リスク削減手法の効果 を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果 を勘案した後の与信相当額	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
派生商品取引合計		171		171
( )外国為替関連取引		23		23
( )金利関連取引		38		38
( )金関連取引		—		—
( )株式関連取引		110		110
( )貴金属(金を除く)関連取引		—		—
( )その他コモディティ関連取引		—		—
( )クレジット・デリバティブ		—		—
合 計		171		171

### 定性的な開示事項 ⑤

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の金利変動に係るリスクヘッジにお応えするための円金利スワップ取引や、当金庫の有価証券運用の一環としての派生商品取引を行っております。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。そのため、市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、「デリバティブ取引取扱規定」の中で取引相手方を信用力の高い金融機関及び上場会社と定めて信用リスクを回避しており、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

### (6)証券化エクスポージャーに関する事項

#### イ オリジネーター(原資産の所有者)の場合

当金庫は、有価証券投資の一環として証券化エクスポージャーを購入しており、オリジネーター業務は行っておりません。

#### ロ 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
証券化エクスポージャーの額		8,064
( )カードローン		—
( )住宅ローン		4,582
( )自動車ローン		—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
20%		7,264		58
50%		800		16
100%		—		—
350%		—		—
自己資本控除		—		—
( )カードローン		—		—
( )住宅ローン		—		—
( )自動車ローン		—		—

(注)1 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

2( )-( )は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 (単位:百万円)

	信用リスクアセットの額	
	平成17年度	平成18年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー		—

(注)経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができること。

## 定性的な開示事項 ⑥

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

「証券化」とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家として購入しており、オリジネーター業務は行っていません。

当該有価証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

#### (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

#### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4機関とし、国内エクスポージャーはR&IとJCR、海外エクスポージャーはMoody'sとS&Pを使用しています。

## 定性的な開示事項 ⑦

### オペレーショナル・リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務取扱規定」を基本規定として関連の各種規定、事務取扱要領・マニュアル等を遵守した事務処理に努めるとともに、事務指導や研修の強化により、本部・営業店が一体となった厳正な事務処理・相互牽制態勢の確立に取組んでおります。さらに、内部監査による定期的な検証を通じて、事務レベルの向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規定」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

リスクの計測に関しては、「基礎的手法」を使用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しては、ALM委員会等の各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

#### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、バーゼル 対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり「基礎的手法」を使用しております。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	売買目的有価証券			その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額			
					うち益	うち損		
上 場 株 式	平成17年度	—	—	7,657	11,204	3,546	3,563	17
	平成18年度	—	—	8,517	12,822	4,304	4,382	77
非 上 場 株 式 等	平成17年度	—	—	1,665	1,975	309	310	1
	平成18年度	—	—	1,523	1,568	45	52	7
合 計	平成17年度	—	—	9,322	13,179	3,855	3,873	18
	平成18年度	—	—	10,040	14,390	4,349	4,434	84

上場株式には、J-REIT(不動産投資信託)を含んでおります。

(単位:百万円)

		その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額
上場株式	平成17年度	—
	平成18年度	—
非上場株式等	平成17年度	111
	平成18年度	103
その他資産	平成17年度	781
	平成18年度	731
合計	平成17年度	892
	平成18年度	834

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
その他資産は、信金中金出資金等が該当します。

ロ 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分		貸借対照表計上額	時価	差額		
					うち益	うち損
子会社・子法人等株式	平成17年度	10	—	—	—	—
	平成18年度	10	—	—	—	—
関連法人等株式	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—	—
合計	平成17年度	10	—	—	—	—
	平成18年度	10	—	—	—	—

子会社は、現金精算・整理を主要業務とする但陽ビジネスサービス株式会社が該当します。

ハ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	平成17年度	20,090	395	325	11
	平成18年度	12,590	851	132	0

### 定性的な開示事項 ⑧

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、株価(日経平均)20%下落値及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をALM委員会及び常務会に諮り投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規定」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、投資事業組合等への出資金に関しても、前述の規定等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## (8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成17年度	平成18年度		平成17年度	平成18年度
貸 出 金		3,559	定 期 性 預 金		4,255
有 価 証 券 等		7,305	要 求 払 預 金		2,848
預 け 金		839	金 融 派 生 商 品 取 引		133
コ ー ル ロ ー ン 等		—	そ の 他		10
金 融 派 生 商 品 取 引		6			—
そ の 他		572			—
運 用 勘 定 合 計		12,284	調 達 勘 定 合 計		7,248
銀行勘定の金利リスク			—		
		5,036			

(注)1 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。

当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

「金利ショック」とは、金利の変化(衝撃)を意味し、パーセンタイル値とは、計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値で99パーセンタイル値は、99パーセント目の値をいいます。

2 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等流動性預金の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(5,036百万円)=運用勘定の金利リスク量(12,284百万円)+調達勘定の金利リスク量(-7,248百万円)

## 定性的な開示事項 ⑨

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

## (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

「金利リスク」とは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV・99%タイル値)及び最大予想損失額(VaR)の計測や、新商品の導入による影響などをALM管理システムや証券会社システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会が協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

## (2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

## ・計測手法

「金利ラダー方式」

## ・コア預金

対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額

満期：5年以内(平均2.5年)

## ・金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

## ・金利ショック幅

99%タイル値

## ・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

「金利ラダー方式」

資産・負債勘定を金利更改ベースで所定の年限に区分した残高から金利リスクを計測する方法。年限毎の1BPVに各年限の金利ショック幅を掛けて算出します。